

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。
第2条中「が法第28条第6項の規定により調査を行わせる者に大和市要介護認定調査員証（別記様式）」を「に対し、大和市要介護認定委託事業者証」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条第1項第1号ただし書中「額をいう」を「合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」に改める。

第8条中「この規則」を「前項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則第2項中「第5条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、「の各号」を削り、「もの」の次に「（第2号から第5号までに掲げるものにおいては、合計所得金額が6,330,000円未満の者に限る。）」を加え、「それぞれ当該各号に定める」を「平成30年度分」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による指示に基づき設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に住所を有していた者
- (2) 平成25年度以前に指定が解除された緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）に住所を有していた者
- (3) 平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等に住所を有していた者
- (4) 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域に住所を有していた者
- (5) 平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域等に住所を有して

いた者

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市要介護認定委託事業者証	第2条

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、平成30年度分の保険料について適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。